

[SSDレンタル規約]

借受者(以下「甲」という。)は、株式会社TREE Digital Studio(以下「乙」という。)から乙が所有するSSD(以下「本件機材」という。)借受けについて、別に特約がある場合を除いて次の条項に従うものとする。

(使用目的)

第1条

- 1.甲は、善良な管理者の注意義務をもって本件機材を管理するものとします。乙は、甲の通常とは異なる用法による利用や甲の不注意により生じた損害について、一切責任を負いません。
- 2.甲は、使用場所の移動または賃入、転賃、譲渡等乙の所有権を害することをしてはならない。また、本件機材を改造、改装をしてはならない。

(料金の支払い)

第2条

甲は、乙に対し、協議のうえ合意した料金を支払うものとする。

(点検、確認)

第3条

- 1.甲は、乙より本件機材を受領時に充分点検を行い、正常に動作するか、故障の有無等を改めて確認するものとする。また、本件機材の使用前に故障等の不具合のないことを確認の上、使用するものとする。
- 2.本件機材を受領時の点検で、故障等の不具合が存した場合は、甲は直ちに乙に通知する。この場合、乙は、同等クラスの代替品、もしくは同等クラスの代替品がない場合はできる限りお客様のニーズに合う別の機材を、甲乙協議の上、貸与するものとする。
- 3.受領時の点検で、動作不可にかかわらず、故障又は破損が認められた場合は、甲は直ちに乙に通知するものとする。通知がない場合、甲の本件機材返却後、甲にて発見した故障又は破損に関しては、甲の故意または過失に基づくものとみなし、甲に故障又は破損の修理費用等を請求できるものとする。
- 4.万一、甲の使用中に本件機材に故障等の不具合が生じて、甲に支障、損害(作品にかかる損害費等)が発生しても、乙は一切の責任を負わないものとする。

(保険)

第4条

乙は、本件機材にデータ復旧保険を付保するものとする。

<データ復旧保険について>

- ・データ復旧保険は、データ復旧のための作業費を補償する保険である。SSDデータそのものの保証や、データ復旧を保証するものではない。また、甲は、本件機材が精密機器であることを理解し、本件機材の使用にあたっては別途データのバックアップを行う等、故障等の不具合に備えた対策を講じるものとし、本件機材の利用におけるファイル書き込みのミスやそれに伴う損失について、乙は責を負わない。
- ・データ復旧は乙の指定事業者による作業によるものとし、作業手配は乙にて実施する。
- ・甲の過失による本件機材の故障、紛失については本件機材の実費を請求する。

(貸与期間の延長)

第5条

貸与期間の延長は、乙が承諾をした場合にのみ有効とする。

(滅失、破損時の責任)

第6条

- 1.甲は、乙より借受けた本件機材について、受領時と同等、同様の状態にて返却するものとする。
- 2.返却時に本件機材が滅失及び破損していた場合、甲は、故意又は過失の有無を問わずこれに伴う乙の損害を負担する。
- 3.本件機材に関して、甲から返却の見込みがないと乙が判断した場合は、本件機材の再調達価格と同等の弁償金及び弁償金と同額の違約金が発生するものとする。ただし、本項の規定は、乙による甲に対する損害賠償の請求を妨げない。

(通知の義務)

第7条

甲は、次の各号に該当するときは、直ちに乙に通知しなければならないものとする。

- (1) 本件機材が盗難、紛失、故障、破損等の異常な事態になったとき。
- (2) 本件機材につき、甲が第三者より強制執行、仮処分、仮差押え等を受けたとき。

(反社会的勢力の排除)

第8条

1. 甲は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 甲は、自己又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(契約の解除)

第9条

甲が次の各項に該当するときは、契約は解除され、本件機材を直ちに乙に返還しなければならない。

- (1) 本規約のいずれかに違反したとき。
- (2) 甲が強制執行、仮処分、仮差押え等を受けたとき。
- (3) 甲の信用状況に著しい変化が生じたとき。
- (4) 前条の反社会的勢力の排除条項に違反したとき。

(期限の利益の喪失)

第10条

甲は、前条の各号に規定する事由に該当した場合、乙に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに乙に債務を弁済しなければならない。

(権利義務等の禁止)

第11条

甲は、乙による事前の書面承諾なく、本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(合意管轄)

第12条

本レンタル規約に関して、甲と乙の間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

株式会社TREE Digital Studio

〒150-0012

渋谷区広尾5-6-6 広尾ブラザ8F

Phone/03-5447-5004 Facsimile/03-5447-5014